

広島県告示第七百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十八年十二月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道松永新市線	福山市新市町大字相方二〇〇七番地先から 福山市新市町大字相方二〇〇七番地先まで	平成二十八年十二月十二日
	福山市新市町大字相方二〇〇八番一地先から 福山市新市町大字相方二〇〇九番四地先まで	
	福山市新市町大字相方二〇一〇番一地先から 福山市新市町大字相方二〇一一番一地先まで	